

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村振興に係る第3者部会」
平成25年度第2回会議の審議の概要

1 日 時 平成26年3月18日(火) 13:30~15:30

2 場 所 和歌山県民文化会館 402号室

3 内 容

(1) 審議事項1:事業の成果及び目標の達成状況について

『強い農業づくり交付金』

(果樹園芸課)

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』

(果樹園芸課)

(2) 審議事項2:平成26年度の事業実施計画について

(食品流通課、果樹園芸課)

(3) 審議事項3:評価期間が終了した施設整備に係る事業効果等の状況について

(県内の主要な農産物直売所の状況など)

(4) その他

4 出席者及び提出資料 別添のとおり

5 審議の概要

提出資料に基づき各担当課から説明を行い、第三者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

委員会として特に異議はなかった。

主な意見、質問は以下のとおり。

(1) 審議事項1:事業の成果及び目標の達成状況について

○谷委員

資料10ページの目標達成状況については、気象条件が関係しているということですが、和歌山に限ったことではないと思うので、他府県ではどんな状況ですか。

☆果樹園芸課

最初の目標設定が高いという感じは否めないのですが、産地の努力でかなり数字をあげてきているので、引き続き努力していけば目標を達成できるのではないかと思っています。

☆果樹園芸課

生産状況ですが、平成23年産は、柿については遅霜の被害が発生し、和歌山、奈良を中心にかなり酷く、出荷量が激減しました。その結果、単価は上がりましたが、売上は

下がりました。

平成 24 年産は、出荷量は回復しました。しかし、一旦売上が下がると販売スペースは縮小してしまい、24 年、25 年と回復したもの、柿については生産の減から販売も縮小したことがあると思います。

桃については、福島が桃の大産地なのですが、東日本大震災で販売に苦慮し、関西に売場を求めて進出したことがあります、西日本市場の取扱量がかなり増えて単価が下がったということがあります。時期は違うのですが、その影響があったと思います。

また、主力商品の白鳳については、気象条件によって出荷が集中する年があります。24 年については、出荷が集中したため、市場に一時期に集まり、単価が下がったことがあります。

25 年については、柿も桃も 23 年、24 年のような状況になる前の状況に戻ってきたと感じています。

○大泉委員

資料 7 ページの改植について、計画時の平成 17 年の面積が 20ha とはどういう数字なのかということをお聞きしたいです。また、平成 17 年から 25 年までの数字は、改植した累計面積ということでよろしいですか。

☆果樹園芸課

20ha は、事業実施時の 26 戸の農家におけるゆら早生等優良品種の栽培面積が 20ha ということで、それを拡大するという計画でした。

後の面積は、26 戸における優良品種の面積を合計した累計の面積になります。

○大泉委員

国の補助事業を受けるときに、目標値の設定が条件になるようですが、どうやって決めているのですか。

果樹は、表年・裏年があるなど年によって収穫量が違ってくるようですが、目標値はかなり細かい数値まで出されていて、どのように算出しているのか教えてください。

☆果樹園芸課

補助事業を実施する際には、導入しようとする施設の規模や効果を算定し、農家数や生産量、販売額などの現状値に対する目標値を設定します。目標設定にあたっては、かなり細かいところまで資料を集めて算定しています。

○大泉委員

改植のところは、各農家の栽培面積の絶対増ではないですね。植え替えることが多くて、栽培規模の拡大とは別ということですね。

数字は細かいので、そうそう改植がすすまないということですね。

☆果樹園芸課

もともと良い品種を植えれば、改植する必要もありませんし、悪い品種だけを植え替えていくという目標設定になるので、そのような数字になっています。

○大泉委員

もともと植えてある優良品種の割合は高いのですか。

☆果樹園芸課

植え替えると苗に実がつくまで数年かかり、その間はその園地から収入を得られないでの、一度に植え替えることは少なく、毎年少しづつ植え替えてます。色はよいけど味が悪いものや浮皮しやすい品種は、早く植え替えてます。

苗代や土壤改良への補助の他、今は、未収益期間についても国からの補助があるので、さらに改植の進み具合が加速するようになったと思います。

○内藤委員

この改植は、品種を優良品種に替えることだけですか。温州ミカンからデコポンなどに変えることも対象になるのですか。最近は、和歌山のデコポンは、多く出回るようになっているように思います。あと、せとかもよく出ている。糖度が高くてとても甘いですね。

☆果樹園芸課

中晩柑だと、デコポンとせとかが増えてます。

○内藤委員

もう一点、改植ではうめの改植もすすんでいますか。

☆果樹園芸課

17年にうめの生育不良が発生し、5年間ぐらいこの強い農業づくり交付金で改植がすすみました。この頃に比べれば増加のペースは鈍っています。

○内藤委員

事業要望はこれからも続くのですか。

☆果樹園芸課

パイロットの事業も進み、一軒当たりの梅栽培面積もかなり増えたので、今後は少ないと思います。

☆果樹園芸課長

梅の生育不良については、現在、全体の0.7%ぐらいに減っています。しかし、発生があるという報告があるのでそこのところへの改植の要望があります。昨年は大豊作で梅の値段がかなり安くなりました。そういう値段によっても改植意欲は左右されることがあると思いますので、来年あたりは少なくなるかもしれません。

○大泉委員

7ページ以下で、生産性を高めるために農家の労働時間を削減しようというのはわかるのですが、競争力を高めようということでは、コストの話になるので、労働時間を削減して労働コストの削減につなげるのは簡単なことではないように思います。農家は家族経営ですから賃金を支払ってやってもらうのではなく、労働時間の短縮で経費の削減にはつながらないのではないか。労働時間の短縮がコストの削減や競争力の強化には必ずしもつながらないと思います。また、短縮した分の労働時間をどう活用するのかという話にもなりますが、そのあたりはどうお考えですか。

☆果樹園芸課

省力化については、労働力を大きく要するのは収穫作業です。収穫時期には、人を雇って収穫することが多いですし、剪定と薬剤散布に関しても時期も限られる中で結構労力がかかり、それらの労働時間短縮は農家にとってもメリットがあるということで、このような目標設定にしてあります。

☆食品流通課

労働時間については、国の採択要件の中で、国民全体がサラリーマンと同等程度の労働時間でサラリーマンと同等程度の収入が得られるようにしようという指標があり、家族労働が多いので労働時間の短縮が労働コストの削減に直ちにつながるわけではありませんが、国の事業を活用する際に労働時間短縮を掲げることも要件になっているので、

目標として労働時間の短縮も挙げているということもあります。

○西畠委員

清水地区の「あさぎり」ですが、災害から復旧し、宿泊者数も多くなってきているということですが、施設のPRはしているのでしょうか。

☆果樹園芸課

施設の管理は、有田川町ふるさと開発公社に管理運営委託をしています。公社では、パンフレットを作成したり、HPで公表をしたりして施設のPRをしていますし、有田川町の取組としてはJR藤並駅からボンネットバスを無料で運行したりしてアクセスを改善し、観光客にお越しいただきやすくする取組を併せて実施しています。まだ少しPR不足であるところもあると思いますので、もっと積極的に目標を達成できるように取り組んでいきたいと考えています。

○西畠委員

以前の施設の時に、紙すき体験などにも行きましたが、この度、新しくなった際に、県民の友か何かで見た記憶はあるのですか、あまり周知されていないように思います。

もっと広くPRしていけば利用者増にもつながるのではないかと思います。

☆果樹園芸課

有田川町と協議しながら積極的な周知を行っていきます。

○寺内委員

今のあさぎりのことといえば、16ページのところに料金の設定の見直しというのがありますが、利用者数には料金の影響があるのではないかと思いますが。

☆果樹園芸課

役場の人の話では、高いというお客様の声があるようなので料金を下げないと、集客に影響していると考えています。

○寺内委員

集客についていえば、満足感が得られれば多少高くても泊まるという人がいますので、実際に体験も含めて満足できる内容だと利用者にも納得してもらえるので、見せ方も大事ではないかと思います。

旅行者の募集も旅行社に丸投げするのではなく、あれだけの施設があるのに私達も知らなかつたり、周辺のあらぎ島などとセットで体験できるなどのイメージづくりもしないと、ただ単に来てくださいというのではもったいないなという感じがします。

☆果樹園芸課

一部でホタルの観賞といった地域ならではの体験も実施していますが、今後さらに地域資源を活用した体験を増やしながら、宿泊とセットでの取組を増やしていくように、有田川町と相談しながら進めて参ります。

○食品流通課

先日、亀田製菓の柿の種に和歌山のぶどう山椒を使った商品を開発していただき、山椒の産地である有田川町清水地区でイベントをするなど、山椒を見直すいい機会になりましたし、山椒を使った何かができるのではないかと売り出し方もこれから変えていくてもらえるのかなと思いますし、役場の担当にも働きかけます。

○内藤委員

果樹園芸課長さんが言われたように、和歌山では、これからは野菜の生産も増やしていくことですし、一つ確認したいのは、まりひめはどうなっていますか。スーパ

一に行くと、西日本の他の県で生産したものが多いのですが、和歌山の商品はめったに見ないのであります。

☆果樹園芸課

確実に増えていますが、絶対量がまだ少ないということもあります。これから、さらに増産していくように努力して参ります。

○内藤委員

9ページの選果機の整備事業ですが、県内の選果場では光センサーが全て導入されているのですか。それとも、まだ整備しないといけないところもあるのですか。

☆果樹園芸課

23年以降も未整備のところは整備しましたので、有田地域では殆ど導入済みです。

(2) 審議事項2：平成26年度の事業実施計画について

○大泉委員

新規地区の最後の説明の事業ですが、災害対策としてするものですか。

☆果樹園芸課

この経営体育成支援事業は、毎年、事業要望を調査して実施するのですが、雪害対策として実施するのは、今回に限定したものです。

この経営体育成支援事業は、通常は、融資を受けて農業用施設や機械を整備する内容ですが、当該事業は災害対応の役割も担っていて、国全体で大きな災害があると国が認めた場合は、この事業を活用して全国の農家の復旧を支援しようという仕組みになっています。

○大泉委員

この事業は個人補助ですか。補助で残があれば融資をするようになっているのですか。

☆果樹園芸課

個人または農業者で組織する団体への補助です。今回の雪害対策の場合は、融資を受けるか、または地方公共団体から補助金の支援を受ければ、補助対象にしますという条件になっています。

○内藤委員

果樹園芸課長の冒頭の説明では施設園芸を進めていくということでしたが、国の予算はどうぐらいあるのですか。

☆果樹園芸課

国の予算は45億円ぐらいです。

○内藤委員

補助率はどれくらいですか。

☆果樹園芸課

補助率は3割です。

○内藤委員

残りを融資でやるのですか。

☆果樹園芸課

補助金が3割、融資が5割、残り2割が自己資金という様な組み合わせで実施することが多いです。

☆果樹園芸課長

国の補助金は採択されにくいので、野菜の振興策は県単でやっていくことにしています。これまで、和歌山県は野菜の振興に係る補助金は4千万円程度でしたが、26年度は、1億8千万の補助金を予算として計上しています。したがって、補助率は1／3ですから、事業費では5億数千万円の事業になると思います。県は1／3の補助率でパイプハウスの高度化の支援をしていきますから、市町村も上乗せしてほしい旨依頼しています。ですから、施設園芸に対してかなり農家への支援がなされるということになります。

○大泉委員

グリーンファーム湯浅の代表はどのようになるのですか。

☆果樹園芸課

代表者はまだ決まっていません。5戸で農業に従事するのですが、うち3人は地元の農家さんで、2人は非農家ですが、中に入って5人で運営していくことになっています。

○大泉委員

人工の植物工場のようですが、こういうのは過去に和歌山で実施されたのですか。

☆果樹園芸課

国庫事業では初めてです。

普通のハウスで太陽光に補助の人工光を使用する施設はあります。

○大泉委員

かなり運営費がかかりそうで、高価になりそうなので販売ルートも十分試算したうえでの事業実施なのですね。

☆果樹園芸課

この人工光の施設については、販売ルートを確保していないと採択されないことになっています。相手先との契約か覚書が必須条件となっています。

○内藤委員

加太にカゴメの野菜工場がありますが、それと同じようなものですか。

☆果樹園芸課

そこは、太陽光の利用型で完全密閉型ではありません。

○内藤委員

新しいタイプの植物工場ができるので、これから注目されていくのではないかでしょうか。

(3) 審議事項3：評価期間が終了した施設整備に係る事業効果等の状況について

(県内の主要な農産物直売所の状況など)

○谷委員

体験料や宿泊料の収入がかなり増えているとのことですが、どうなのかなと心配しています。レストランなどには喰いつきがよいが、体験などはリピーターが来てくれないと、增收は見込めないので、子どもを対象に社会見学など学校に売り込むとか、主婦層や高齢者に売り込んでいかないといけないと思います。

☆果樹園芸課

寺内委員のお話にもありましたが、パッケージにして売り込んでいかないと、宿泊施設は田辺の秋津野ガルテンでも来場者は多くても宿泊施設の利用は少ないというのが課

題のようなので、清水でも宿泊施設の利用率を上げていくことを検討していきます。

(4) その他

特になし

終了 15:30

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

都道府県事業審査施設状況報告書及び評価報告書
別紙様式2号

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution.

- (注) 1 男類成犬1号の2の1に準じて作成すること。
2 職種内容が要領第2の1の(2)の「から正の場合」においては、半翌実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
3 別添として、各作業実施主体が作成した半翌実施状況観察票を添付すること。
4 「作業実施主体の評価」欄と、「階級別昇級の評価」欄について、階級別昇級全体の総合評見を記入すること。
5 「集合所見」欄については、作業実施主体の取組について、階級別昇級全体の総合評見を記入すること。
6 「階級別昇級の評価」欄は、階級別昇級において半翌実施地で起つている出来事(目標の達成度)が如何かとする。

II 経営力の強化を目的とする取組用

都道府県名 和歌山県 報告年度 25年度

目標年度	第三者機関の開催年月日	H25.3.19	事業実施主体	整備施設等
第三者機関によって審議した内容及び意見				第三者機関の意見を踏まえて都道府県が事業実施主体に対して指導した内容

業の運営をめぐる問題は、年々複数あるが、その多くは、業界の規制緩和によるものである。たとえば、1990年代後半から始まった電力自由化や、2000年代初頭から始まったガス料金の自由化などである。また、IT技術の進歩による情報化や、環境問題に対する意識の高まりによるエネルギー政策の変更なども、業界に大きな影響を与えた。

事業開始年を記入する。
事業の複数年を一つにまとめて記入する。

3 基本状況調査実施時刻は、各都道府県の所見及び要綱第7の2に基づき、点検結果について、点検結果及び認証措置を講評する旨を記載する。

（注）指置の内容を記入する。

内客を記入する旨の指道をすね。

5 都道府県平均達成率欄は、都道府県が作成した事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

(別紙様式2号 別添2)

(経営力の強化を目的とする取組用)
事業実施状況報告書及び評価報告書 (事業実施主体等用)

報告年度	都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	計画主体
平成25年度	和歌山県	有田川町	金屋地区	平成22年度	平成24年度	有田川町

1 施設等の整備状況	整備(予定)施設等	事業量等	対象作物等	事業実施主体 (管理主体)	事業費 (千円)	負担区分(千円)			実施年度
						交付金	都道府県費	市町村費	
	柑橘選果施設	12条一式	カンキツ	ありだ農業協同組合	585,690	273,308	0	10,000	0

2 成果目標の達成状況

メニュー	成果目標	目標値	成果目標の達成プログラム			備考
			計画時 (H21度)	目標年 (H24年度)	(上段：計画、中段：実績、下段：達成率)	
集出荷施設	意欲ある個別経営体数(戸)	0	4	0	0%	4
	農業所得の向上(戸)	0	527	0	0%	5
	老木園の改植(ha)	0	30	10	33.3%	125%
	家族経営協定の締結(戸)	24	30	8.5	28.3%	527

※記入にあたっては、(参考1) の記入要領を参照のこと。

(別紙様式2号 別添3)

(経営力の強化を目的とする取組用)
《特定地域経営支援整備の場合》
施設等の利用状況報告書

施設等名	事業実施主体(管理主体)
AQ総合選果場 柑橘選果施設	ありだ農業協同組合

項目	算定指標	実績			計画目標	達成状況
		平成22年度	平成23年度	平成24年度		
利用計画に対する利用状況	年間処理量(t)	4,599 (80.7%)	7,967 (139.4%)	7,767 (136.2%)	5,700 t	○
地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	総販売額(A)					
	うち地区内農産物(B)					
	(B) / (A)	()	()	()		
施設運営に係る収支状況	収入(A)					
	支出(B)					
	収支率(A) / (B)	()	()	()		
収入計画に対する収入実績割合	収入計画(A)	56,799千円	56,799千円	56,799千円	56,799千円	
	収入実績(B)	60,721千円	124,603千円	137,212千円		○
	収入実績割合(B) / (A)	(106.7%)	(219.4%)	(241.6%)		

※記入にあたっては、(参考2)の記入要領を参照のこと。

《研修教育基幹施設整備の場合》
施設の利用状況等報告書

事業実施主体

施設名	項目	算定指標	実績(%)		
			平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度
○○○	年間施設利用率	○○○○			
	施設利用者のうち学生及び研修生の占める割合	○○○○			

※ 算定指標欄には、利用率等を算定するための指標を記入する。

※ 記入にあたっては、(参考2)の記入要領を参照のこと。

平成25年度第2回「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」

日時 平成26年3月18日（火）13時30分～
場所 和歌山県民文化会館 4階 402号室

会 次 第

1 開 会

2 挨 捶 果樹園芸課長

3 審議事項

（1）事業の成果及び目標の達成状況について

『強い農業づくり交付金』
(果樹園芸課)

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』
(果樹園芸課)

（2）平成26年度の事業実施計画について
(食品流通課、果樹園芸課)

（3）評価期間が終了した施設整備に係る事業効果等の状況について
(県内の主要な農産物直売所の状況)

（4）その他

4 閉会

「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」出席者名簿

日 時：平成26年3月18日 13:30～

	所 属	役 職	氏 名
1	委 員	元県農林水産部次長	内藤 宗次
2	委 員	和歌山大学経済学部教授	大泉 英次
3	委 員	時事通信社和歌山支局長	寺内 豊麿
4	委 員	県くらしの研究会副会長	西畠 育子
5	委 員	和歌山社会経済研究所 主任研究員	谷 奈々

	所 属	役 職	氏 名
6	農業生産局果樹園芸課	課 長	角谷 博史
7	農業政策局食品流通課	生産者支援班長	立石 修
8	和歌山県農業会議	次 長	山下 輝修
9	農業生産局果樹園芸課	主 任	塩路 宏明
10	農業生産局果樹園芸課	主 査	上山 智史
11	農業生産局果樹園芸課(事務局)	产地振興班長	中谷 方弥
12	"	主 任	仲 真永
13	"	主 査	森 敏紀
14	"	副主査	藤原 豪

平成25年度第2回「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」

座席表

寺内委員	大泉委員	内藤委員	谷委員	西畠委員
------	------	------	-----	------

山下次長	立石班長	角谷課長	塩路主任	司会 中谷班長
		○	○	○
	上山主査	仲主任	藤原副主任	森主査

農業施設整備関連予算の概要

農業施設整備関連予算の概要

資料1

H26.3

NO	事業名	概要	補助率等	補助形態	平成24年度	平成25年度	平成26年度	H25補正(億円)	H26当初(億円)
①	地域自主戦略交付金 (農山漁村活性化対策強化に関する事業)	定住等の促進に向けた、農業の生産基盤及び施設の整備を支援します。 ※上限事業額:10億円		○ 県・市町村共同計画	廃止	—	—	—	—
②	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	定住等の促進に向けた、農業の生産基盤及び施設の整備を支援します。 ※上限事業額:10億円		○ 市町村単独計画	○	○	15	65	—
③	地域自主戦略交付金 (定い農業づくい金)	集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の共同利用施設導入経費を支援します。		○ 再編整備に係るもの	廃止	—	—	—	—
④	(定地競争力の強化・食品流通の合理化)	集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設、中央卸売市場等の共同利用施設導入経費を支援します。		○ 再編整備以外のもの	○	○	110	234	—
⑤	(新規試験者補助) 農業用機械の導入を支援します。 ※補助上限額:400万円	新規試験者補助へ転化				—	—	—	—
⑥	(農業主体型補助) 起業を受けて農業用機械施設を導入する場合の自己資金部分について補助します。	H24年度補正分 より、新規試験者補助 され、融資主体 は、間接補助 事業へ移行							7
⑦	経営体育成支援事業	3/10以内かつ3000万円まで							25
⑧	(条件不利地域型) 経営規模の零細な地域等において、生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備を支援します。 ※補助上限額:4,000万円	条件不利地域であること							—

資料2

国庫交付金を活用した各事業の成果
及び目標の達成状況について
(H25年度を目標年度とする事業分)

◆事業評価対象地区一覧

1、強い農業づくり交付金事業 評価対象事業

実施年度	地区名	事業実施主体	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H17	海南市下津町	JAながみね	小規模土地基盤整備改植	H25	H26	果樹園芸課
H17	印南町	JAみなべいなみ	小規模土地基盤整備改植	H25	H26	果樹園芸課
H17	みなべ町	JAみなべいなみ	小規模土地基盤整備改植	H25	H26	果樹園芸課
H17	田辺市	JA紀南	小規模土地基盤整備改植	H25	H26	果樹園芸課
H23	有田市	宮原共選組合	農産物集出荷施設 柑橘運送果機6台一式	H25	H26	果樹園芸課

2、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 評価対象事業

実施年度	地区名	事業実施主体	事業内容	目標年度	報告年度	担当課
H19～H21	紀の川広域地区	JA紀の里	農産物集出荷施設	(H21) H25	(H22) H26	果樹園芸課 改善計画中
H21～H23	伊都広域地区	JA紀北川上	農産物集出荷施設 地域食材供給施設	(H23) H27	(H24) H28	果樹園芸課 改善計画中
H22～H24	有田川町清水地区	有田川町	都市農村交流施設	H25	H26	果樹園芸課

業事務課に於ける競争力の強化を目的とする取組用

書 告 報 電 評 及 事 態 施 計 報 告 県 道 都

卷之三

明として、各種の問題が解決した後は、それを評議會で評議する事である。

差地競争力の強化を目的とする取組用

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

書告報評伍百及報告狀況事業處事務處

三、整體的視野から、主導権争奪力の強化が学習過程上での教員の役割

〔付註〕別紙添付(2)に於いて前掲すること。
〔付註〕(1)の(2)のアの(ア)及び(イ)が合にあつては、単対試験の結果の欄を並列し、記入すること。
〔付註〕(1)の(2)のアの(ア)及び(イ)が合にあつては、単対試験の結果の欄を並列し、記入すること。
〔付註〕監査等をして、弊社に於ける財産が併設した事半ば次第は現行を適用すること。

目標達成状況報告

平成26年3月1日作成

都道府県名	計画主体名	地区名	計画期間	実施期間
和歌山県 紀の川市	和歌山県 紀の川市	紀の川広域	H19~H21	H19~H21
事業メニュー名	事業内容及び事業量			事業実施主体
農林水産物集出荷貯蔵施設	・東部流通センター施設整備 1) 選果場建屋 1棟 2) 柿・桃選果施設 1式 柿脱済施設 6室 ・龍門選果場 柿選果機整備 1) 柿 選果施設 1式 ・西部流通センター施設整備 1) 選果場建屋 鉄骨造2階建 1棟 2) 柿・桃選果施設 1式 3) 予冷・柿脱済施設(予冷1室 脱済3室) 4) 廉敗果処理装置 1式			紀の里農業協同組合

1 目標達成に向けた取組

本年度実施方策	紀の里実証園地にて、栽培技術や品質向上を図る為講習会を開催した。柿では早生品種の中谷柿を面積拡大することで他産地より有利販売を行い、桃では光センサー活用による味重視の川中島白鳳を同じく普及させること、特に高糖度栽培マニュアルも講習会で活用しながら、販売期間の延長を行い販売額の増加を目指した。
本年度実績	○地域産物の販売額の増加 平成25年度販売額(実績) : 2,734,341千円 ※平成25年産の桃及び柿の販売額 (参考) 平成23年度販売額(実績) : 2,581,633千円 ※平成23年産の桃及び柿の販売額 平成24年度販売額(実績) : 2,590,613千円 ※平成24年産の桃及び柿の販売額 (改善計画の目標) 平成23~25年度の地域産物の販売額の増加 目標 : 3.19%の増加(3カ年の販売額計 : 8,363,658千円) (改善計画に対する達成率) 平成23~25年度の地域産物の販売額の増加 実績 : -2.45%の増加(3カ年の販売額計 : 7,906,587千円) (達成率) 実績値/目標値 × 100 = -76.8%
所見	開花時期は、桃・柿とともに平年並となり、特段問題はなかったが、柿は5月の低温により一部凍害の被害が発生した。また、桃については4月の低温の影響を受け、いずれも着果量が少なかった。 しかし、その後の天候は順調に推移し、桃については食味も良く、数量は少なくなったが高単価で販売することができた。 柿については、9月の天候が順調に推移し、出荷の分散ができたため、大きく価格が下落することなく、出荷することができた。

■ 柿 販売額の3ヶ年合計

千円

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	平均
東部	635,716	536,076	570,353	575,555	542,051	488,490	630,644	643,181	654,530	713,733	599,033
竜門	448,124	412,478	427,433	502,095	434,170	330,590	385,132	422,832	446,376	483,958	429,319
西部	168,071	139,141	136,572	158,419	131,014	130,549	270,582	135,084	140,808	157,576	156,782
合計	1,251,911	1,087,695	1,134,358	1,236,069	1,107,235	949,629	1,286,358	1,201,097	1,241,714	1,355,267	1,185,133
	3,473,964		3,292,933		改善計画策定		3,798,078				

■ 桃

千円

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	平均
東部	667,378	722,854	621,122	594,131	567,185	517,946	495,251	546,728	518,370	483,700	573,467
西部	705,979	974,821	938,987	863,159	928,624	835,756	805,009	833,808	830,529	895,374	861,205
合計	1,373,357	1,697,675	1,560,109	1,457,290	1,495,809	1,353,702	1,300,260	1,380,536	1,348,899	1,379,074	1,434,671
	4,631,141		4,306,801		改善計画策定		4,108,509				

比較

■ 合計	H16 ~ H18	H19 ~ H21	計画期間前の販売金額対比	H23 ~ H25	計画期間前の販売金額対比	実績値
	8,105,105	7,599,734	94%	7,906,587	98%	-2.45%

■達成率、事業活性化目標:3.19%の増加(3ヵ年の販売額計:8,363,658千円)
実績値:-2.45%／目標値:3.19%=-76.8%

(参考様式 5-2)

目標達成状況報告

平成26年2月18日作成

都道府県名	計画主体名	地区名	計画期間	実施期間
和歌山県	和歌山県	伊都広域	平成21年度～ 平成23年度	3年
事業メニュー名	事業内容及び事業量			事業実施主体
農林水産物集出荷貯蔵施設	ヤマハシ総合選果場柿選果施設整備 柿選果施設（柿98.6t/日処理） かつらぎ中央総合選果場施設整備 実施設計 選果場建屋 1棟 20,000m ² 柿・桃・柑橘選果施設 （自動分荷装置含む） 柿225t/日処理 1式 桃30.5t/日処理 1式 柿脱済施設 自動脱済倉庫 1式 その他・付帯設備 1式			紀北川上農業協同組合
農林水産物直売・食材提供供給施設	地域食材供給施設整備 実施設計 建屋 鉄骨造2階建 1棟 414m ² その他・付帯設備 1式			

1 目標達成に向けた取組

本年度実施方策	目標達成に向け、推進体制の連携強化を図るとともに、広域的集出荷及び高品質による産地ブランドを確立し、「安心・安全」な産地づくりに取り組むとともに、地場農産物を用いた個性ある店作りを通じて都市住民との交流に取り組んだ。
本年度実績	◎販売額の増加 平成25年度販売額 2,685,114千円(H. 26. 2. 28現在) ※平成25年度(H. 26. 2. 28現在)のヤマハシ選果場の柿及びかつらぎ中央総合選果場の柿・桃・みかん・八朔の販売額 (改善計画の目標) 平成25～27年度の販売額の増加 6.86%の増加(3か年の販売額の合計：9,149,177千円) ◎交流人口の増加 平成25年度の交流人口：545,814人(H. 26. 1. 31現在) (改善計画の目標) 平成25～27年度の交流人口の増加 1.54%の増加(3か年の交流人口合計：1,583千人)
所見	販売額の増加については、平成17年～19年の平均販売額2,854,065千円に対し、平成25年度は、平成26年2月18日までの販売額が2,685,114千円で5.9%の減であった。 引き続き、柿の極早生品種への高接ぎ新植を進め、前進出荷による販売額の増加に取り組むとともに、選果場の機能を十分発揮させ、産地ブランドの確立と「安心・安全」な産地づくりに一層努力して取り組んでいただきたい。 また、交流人口の増加については、整備した施設の営業が本格的に稼働されたことにより、交流人口が平成17年～19年の平均交流人口に対し、4.96%の増加(H. 26. 1. 31現在)を達成している。引き続き地場農産物を活用して積極的に都市住民との交流に取り組んでいただきたい。

目標(販売額の増加)の推移

千円

柿	計画期間前		計画期間		改善計画提出		計画期間(再設定)		平均		
	H17	H18	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
ヤマハシ	777,892	799,293	788,785	整備	532,785	666,914	646,217	648,469			694,336
かつらぎ	1,640,022	1,591,938	1,720,495	設計	整備	1,721,822	1,718,211				1,678,498
合計	2,417,914	2,391,231	2,509,280	0	532,785	666,914	2,368,039	2,366,680			1,656,605
3力年計	7,318,425				1,199,699		—	—			—

千円

桃	計画期間前		計画期間		改善計画提出		計画期間(再設定)		平均		
	H17	H18	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
かつらぎ	373,107	308,130	277,466	設計	整備	整備	190,404	250,858			279,993
3力年計	958,703			0		0	—	—			—

千円

みかん	計画期間前		計画期間		改善計画提出		計画期間(再設定)		平均		
	H17	H18	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
かつらぎ	47,439	61,259	44,024	設計	整備	整備	33,045	46,208			46,395
3力年計	152,722			0		0	—	—			—

千円

八朔	計画期間前		計画期間		改善計画提出		計画期間(再設定)		平均		
	H17	H18	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
かつらぎ	49,004	46,946	36,397	設計	整備	整備	48,267	21,368			40,396
3力年計	132,347			0		0	—	—			—

千円

合計(柿+桃+みかん+八朔)	計画期間前		計画期間		改善計画提出		計画期間(再設定)		平均		
	H17	H18	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
合計	2,887,464	2,807,566	2,867,167	0	532,785	666,914	2,639,755	2,685,114	0	0	1,508,677
3力年計	8,562,197				1,199,699		—	—	—	—	—
実従値(%)	目標:6.86%の増加(9,149,177千円)				-85.99%		—	—	—	—	—
達成率(%)	目標:100%以上				-1253.48%		—	—	—	—	—

桃	計画期間前		計画期間		改善計画提出		計画期間(再設定)		平均		
	H17	H18	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
かつらぎ	373,107	308,130	277,466	設計	整備	整備	190,404	250,858			279,993
3力年計	958,703			0		0	—	—			—

千円

目標(交流人口の増加)の推移

◆平成25年度 交流人口実績

	やっちゃん広場合計	レストラン	ジェラート	いこら	合計
4月	35,443	2,604	1,615	10,293	45,736
5月	35,012	3,020	2,349	13,290	48,302
6月	37,418	2,845	2,332	12,309	49,727
7月	49,376	3,541	3,677	15,434	64,810
8月	46,248	2,920	4,321	20,033	66,281
9月	38,741	2,461	1,618	15,807	54,548
10月	43,902	2,918	1,979	13,970	57,872
11月	52,980	3,678	1,848	11,812	64,792
12月	46,338	3,006	1,030	13,950	60,288
1月	25,993	2,064	917	7,465	33,458
2月					0
3月					0
合計	411,451	29,057	21,686	134,363	545,814

↑H26.1.31現在

(推計) 654,977

◆改善計画の目標

H25～H27年度の交流人口の増加

目標値:1.54%(3カ年の交流人口計:1,583千人)

(参考)

◆計画期間前(H17～H19)の平均交流人口との比較

平均値:520千人/年

◆今回実績(H25)

(545,814千人/520,000千人×100)-100=4.96%

(参考様式5)

事業活用活性化計画目標評価報告書

計画主体名	計画主体コード	計画番号	計画期間	実施期間
有田川町	303666		H22～H25	H22～H24
活性化計画の区域				
清水地区 (和歌山県有田郡有田川町)				

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) B/A	備 考
交流人口の増加	3.28%	1.86%	56.71%	

(コメント)

交流人口が目標値を大幅に下回った主な要因としては、23年度から本格的に事業が実施されたことによる旧施設の取り壊し、施設内を通る町道付替え工事、施設の新築工事が開始されたことから、お客様の安全面を優先したための不定期な営業となったことや、工事関係車両等による客様の駐車スペースが確保できない状況となったことになったこと、さらには23年9月の紀伊半島豪雨災害による交通事情の悪化等が大きな要因となった。

また、計画時においては、24年度末事業完了、25年4月からの本格営業で事業を進めてきたが、災害等諸般の事由により供用開始が7月からとなったことから、夏季に次いで交流人口の見込まれる3か月間が大幅減となったことが上げられる。

年度別の交流人口は、平成22年度49,767人・23年度43,719人・24年度33,127人・25年度43,305人 4か年の合計169,918人（別紙資料）となり、特に工事が集中した24年度の交流人口の減少が大きかった。

○実績値 1.86%の増加

(H22～25 実績：169,918人／H17～20 実績：166,812人×100) ×100

○達成率 56.71%

(実績値 1.86%／目標値 3.28%×100)

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名	事業内容及び事業量	事業実施主体
37 地域資源活用総合交流促進施設	体験棟・飲食物販棟・宿泊棟	有田川町

管理主体	事業着工年度	事業竣工年度	供用開始日
町・指定管理者	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 25 年 7 月

事業の効果

- ★ 老朽化した施設を建て替えにより、直売・飲食施設及び宿泊施設が集約されたことで、人件費、光熱水費が削減されるとともに、町の情報発信に係る拠点施設となつた。
- ★ 既存の施設におけるお客様の不満の声が解消された。(洗面所、トイレの共同・となりの声が聞こえる等)
- ◆ 新施設の整備により、山椒をはじめとする地元食材を活用した料理の提供ができるようになり、お客様から好評をいただいている。
- ◆ 体験作業棟の整備により、効率的な体験等の実施が可能となつた。

3 総合評価

(コメント)

25 年度実績において目標達成には至らなかつたため、25 年度実績を踏まえ、今後はメディア・旅行会社等を通じた幅広い宣伝活動、営業活動を積極的に実施すると共に、特色ある料理の提供や体験メニューの充実を図る。

また、宿泊客数が目標を下回っているため、平日や冬期の宿泊料金設定の見直しや定期的なイベント等を開催するなど、26 年度目標達成に向け地域と行政機関が一体となり、交流人口の増加を図ると共に、地域の活性化に取り組みたい。

.4 第三者の意見

平成26年度実施予定の事業計画について

資料3

国庫事業の実施予定事業費一覧

区分	事業費 (千円)	国費	県費
強い農業づくり交付金	5,683,571	2,589,844	○
経営体育成支援事業	270,000	85,000	○
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	129,113	64,556	○
合 計	6,082,684	2,739,400	○

※H25からの繰越予算を含む

平成26年度ハード事業の実施計画について【強い農業づくり交付金】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考
					国費	県費	
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	和歌山市	和歌山市	○中央卸売市場冷蔵庫施設整備 ・鉄筋平屋建 1,335m ²	524,969	175,424	○【H25から繰越】 担当：食品流通課
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	海南市	J Aみなべ いなみ	○マルカイ選果場の選果機 (非破壊糖酸センサーシステム3条 一式 (柑橘 3条1系列)	91,800	42,500	○【H25から繰越】 担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	印南市	J Aみなべ町 みなべ町	○うめの集出荷貯蔵施設 ・集出荷場 (鉄骨平屋建437m ²) ・低温貯蔵庫 (32.5t×2室)	65,448	30,300	○【H25から繰越】 担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	農産物処理加工施設整備	紀の川市	和歌山県 農業協同組合 連合会	○県農桃山ジユース工場の整備 ・荷受け設備・選別洗浄設備・選果搬送設備・ 排水施設・機縦設備 一式 (処理量250t/日 年間作汁予定期10,000t)	1,645,392	783,520	○【H25から繰越】 担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	和歌山市	わなかやま農業協 同組合	○野菜の貯蔵施設等 ・裏空平冷装置 一式 ・冷蔵庫 2室	216,000	100,000	○【H25から繰越】 担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	生産技術高度化施設整備	湯浅町	農業生産法人グ リーンフアーム (仮称)	○バブリカ栽培施設 ・ハウス 1.75ha ・養液栽培施設 出荷量 319.3t/年	889,920	412,000	○【H25から繰越】 担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	生産技術高度化施設整備	田辺市	農業生産法人農園 (株) 濱田農園	○リーフレタス栽培施設 ・完全人工光型養液栽培施設 1,600m ² 生産量 10,080株/日	793,800	367,500	○【H25から繰越】 担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	田辺市	J A紀南	○総合選果場の選果機 ・非破壊糖酸センサーシステム18条 一式 (柑橘 18条1系列)	702,000	325,000	○【H25から繰越】 担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	有田川町	J Aありた	○マル側共選果場の選果機 ・非破壊糖酸センサーシステム6条 一式 (柑橘 6条1系列)	324,000	150,000	○【H25から繰越】 担当：果樹園芸課
産地競争力の強化	集出荷貯蔵施設整備	有田川町	J Aありた	○山椒の集出荷貯蔵施設 ・選別機 (鉄骨平屋建729m ²) ・低温貯蔵庫 (6t×3室)	162,000	75,000	○【H25から繰越】 担当：果樹園芸課
合	計				5,415,329	2,461,244	0

【担当課：栗樹園芸】

平成26年度ハード事業の実施計画について

【経緯地区】農山漁村活性化プロジェクト支援交付金					
政策目的	実組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H26事業費 (千円)
農山漁村活性化の活性化	地域連携販売力強化施設	かつらぎ町	かつらぎ町	かつらぎ町交流施設整備 ○工事設計業務 ○工事監査業務 ○公会活動面積等	26,298 (H26) (H27予定) (H27予定) 1,000 m ² 5,087 m ²
農山漁村活性化の活性化	地域連携販売力強化施設	かつらぎ町	かつらぎ町	かつらぎ町交流施設整備 ○工事設計業務 ○工事監査業務 ○公会活動面積等	26,149 (H26) (H27予定) (H27予定) 1,000 m ² 5,087 m ²
合 計					129,113 64,556

【新規地区】経営体質改善事業		事業内容		H26事業費 (千円)		備考	
政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	里地	県費		
中小経営者 の育成	経営体質成支援 事業	木原市 他 8 地区	和歌山市 地区、他 8 地区	270,000	850,000	0	【H26事業の概要】 農業創利更賀金等の融資を活用し、黒堺と雪野らの溢出地の整備を行った。その結果、生産性の向上が見込まれる。 【H26事業の概要】 農業創利更賀金等の融資を活用し、黒堺と雪野らの溢出地の整備を行った。その結果、生産性の向上が見込まれる。 農業創利更賀金等の融資を活用し、黒堺と雪野らの溢出地の整備を行った。その結果、生産性の向上が見込まれる。 農業創利更賀金等の融資を活用し、黒堺と雪野らの溢出地の整備を行った。その結果、生産性の向上が見込まれる。
合				270,000	850,000	0	

資料4

評価期間が終了した施設に係る利用状況等について

○国庫交付金で整備された農産物直売所の実績について

設置した農産物販売実績について、農業生産改善事業及び経営富強化等整備活用事業に対する概要及び販売実績について

可燃氣管路

「斯天莫惧，安娶深恩在於我心。」（後漢書）遂以之而告其妻。

清水地区 地域資源活用総合交流促進施設 支計畫

收入)

項目		計画			実績(見込み)25年度		
	項目	利用人数(人)	単価(円)	収入額(円)	利用人数(人)	単価(円)	収入額(円)
直売収入	紙漉、草履等の体験	1,788		1,788,000			291,100
直売収入	物販	22,381		30,214,350	19,404	573	11,127,780
飲食収入	レストラン	24,562		41,107,200	11,154	2,525	28,166,151
宿泊料収入	宿泊	3,717		36,426,600	1,224	5,901	7,222,935
生産物販売収入	和紙製品、わら製品			5,000,000			3,251,838
	合計				109,536,150		50,059,804

-22-

(支出)		計画		実績(見込み)25年度	
項目	金額(円)		金額(円)		備考
全館共通項目	施設維持管理費 計	40,350,000	20,223,310	灯油、電気、ガス、修繕、人件費等	
	施設運営費 計	10,150,000	4,357,259	洗剤、紙類、電話、燃料、租税公課等	
体験・作業棟	事業費用 計	1,000,000	272,860	和紙材料(みつまた等)、わら、竹	
	飲食・直売棟	事業費用 計	31,000,000	19,840,905	材料費、消耗品等
宿泊棟	事業費用 計	7,000,000	0	宿泊室用消耗品類等	
	総合計	89,500,000	44,694,334		
収入支出差引		20,036,150	5,365,470		

参考

和歌山県農業農村振興委員会
農業及び農山村の振興に係る第3者部会について
(設置根拠及び目的)

○附属機関の設置等に関する条例

昭和 28 年 4 月 7 日 条例第 2 号

最終改正 平成 25 年 7 月 5 日 条例第 40 号

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(昭 51 条例 38 ・一部改正)

(附属機関の設置)

第 2 条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。※他の附属機関は表から省略

附属機関の名称	担任する事務
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務

2 (略)

(執行機関への委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

(昭 50 条例 34 ・昭 51 条例 38 ・平 11 条例 33 ・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 9 月 1 日から適用する。但し、和歌山県自治紛争調停委員に関するものについては、昭和 28 年 4 月 1 日から適用する。

2 ~ 4 (略)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日条例第 1 号)

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成 25 年 4 月 2 日 規則第 47 号
改正 平成 25 年 7 月 5 日 規則第 55 号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和 28 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、別表第 1 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 附属機関は、条例第 2 条第 1 項の表に掲げる当該担任事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 附属機関は、別表第 1 定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第 1 委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第 1 任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適當と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1(第1条、第3条、第9条関係)

(平25規則55・一部改正)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県農業農村振興委員会	16人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部

別表第2(第7条関係)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県農業農村振興委員会	中山間地域等直接支払制度推進部会	県の特認基準の妥当性、市町村の対象農地の指定及び各地区の取組についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農地・水・環境保全向上対策推進部会	当該年度の事業の執行状況及び各地区の取り組みについての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	中山間ふるさと・水と土保全推進部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業実施に係る企画提案の評価・審査その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農業及び農山村振興に係る第3者部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業地区別の各年度における成果についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 (略)

附 則(平成25年7月5日規則第55号)

第3者部会の設置根拠資料

強い農業づくり交付金実施要綱（抄）

第1 趣旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化、兼業化の進行と共に伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- (1) 産地競争力の強化
- (2) 食品流通の合理化

（略）

第9 指導推進等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

- (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本対策の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第3者部会の設置根拠資料

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

1)～第7 [省略]

第8 事後評価等

1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

(ア) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

(イ) 計画主体は、(ア)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。

(ウ) (イ)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して報告するものとする。

(エ) 農林水産大臣は、(イ)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

2 改善計画

(オ) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は經濟的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。

(カ) 計画主体は、(オ)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。

(キ)～(ク) [省略]

2) 交付金の適正な執行の確保

3 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

第3者部会の設置根拠資料

経営体育成支援事業実施要綱

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

別記1 融資主体補助型経営体育成支援事業

第3 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度における支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第1－10号）により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行い、当該成果目標が概ね達成されるまでの間、評価及び改善状況の報告をさせるものとする。また、指導を行った結果、当該成果目標の達成の見込みがないものと判断したときは、支援計画の変更、事業の中止など適切な措置を講じるものとする。
- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの報告（北海道にあっては2による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。